

東京都北区デジタル地域通貨ほくペイ加盟店規約

（目的）

第1条 本規約は、北区（以下「発行者」という。）の発行する前払式支払手段であるほくペイ（以下「本マネー」という。）及び本マネーの利用に当たり、発行者と株式会社ポケットチェンジ（以下「ポケットチェンジ」という。）が提供するプラットフォームを利用する加盟店との間の契約関係について定めるものです。加盟店は、本規約の各条項に従い、本マネーをもって対象商品等を提供することに同意するものとします。

（定義）

第2条 本規約において「本システム」とは、発行者が提供するプラットフォーム、同プラットフォームのスマートフォンアプリケーションにおいて、本マネーを管理し、インターネット上や利用端末、セルフレジ、精算機その他発行者所定の方法で対象商品等の取引代金を決済又はチャージができるシステムの一部又は全部をいいます。

2 本規約において「加盟店」とは、発行者所定の手続きに従い、加盟店としての登録の申込みを行い、発行者が承認の上、加盟店として登録された個人、法人又は団体をいいます。

3 本規約において「利用者」とは、本マネーの利用規約を承諾の上、本マネーを加盟店で利用する個人をいいます。

4 本規約において「対象商品等」とは、加盟店が提供する商品又はサービスのうち、本マネーによって支払決済できるものをいいます。

5 本規約において「チャージ」とは、利用者が発行者の定める方法で本マネーを積み増しすることをいいます。

6 本規約において「サイフ」とは、利用者が購入した本マネーを利用者アカウントで保有する機能をいいます。利用者アカウントでは「メインのサイフ」等用途に応じて複数作成することができます。

7 本規約において「委託先等」とは、区の承認を得て、業務の委託、再委託を受けた第三者をいいます。

（対象）

第3条 加盟店としての登録の対象となるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

（1）北区内で営業している店舗又は事務所であること。

（2）経営主体が次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力に関係する事業者

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

- エ 政治資金規正法第3条に規定する政治団体、同法第5条第1号及び第2号並びに第18条の2に規定する又はこれに類する組織・団体
 - オ その他、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがある業種、又は本事業の趣旨に照らして発行者が不適当と認める事業者
- (3) 対象商品等に次のいずれの取引も含まないこと。
- ア 公序良俗違反の取引
 - イ 現金（外国通貨を含む。）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、金券類、その他有価証券の売買等（電子マネー又はプリペイドカードのチャージ等を含む。）
ただし、発行者が事前に承諾した場合は、この限りではありません。
 - ウ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの取引
 - エ その他、法令、行政機関の通達・ガイドライン等により、本サービスの対象外（またはポイント付与等の特典対象外）と定められた取引

（加盟店契約の成立）

- 第4条 加盟店となることを希望するもの（以下「申込者」という。）は、発行者所定の方法で登録された申込みに必要な情報（以下「申込書」という。）及び必要書類を発行者に提出し発行者所定の登録手続を行います。申込者は、申込書に真正かつ正確な内容を記載しなければなりません。
- 2 発行者は、前項の規定により提出された申込書の内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録することを承諾する場合は、申込者を加盟店として登録し、加盟店番号又は ID（以下「加盟店 ID」という。）を付与して、当該加盟店 ID を申込者に対して通知するものとし、申込者に対して加盟店 ID が通知された時点で加盟店契約が成立するものとしします。
 - 3 加盟店契約の成立により、発行者は、契約期間中を通じ、加盟店に対して、別途合意する範囲で、本システムの利用を非独占的に許諾し、これに対し、加盟店は、第9条に規定する手数料等を支払うものとしします。
 - 4 発行者は、申込者の登録を承諾しなかった場合においても、損害賠償その他名目のいかなるを問わず何らの義務又は責任を負わないものとしします。
 - 5 申込書の記載に誤りがあった場合は、発行者は何ら責任を負わないものとし、当該申込書の記載の誤りが重大であった場合は、発行者は申込者を加盟店として登録することを承諾しないものとしします。

（加盟店の遵守事項）

- 第5条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとしします。
- (1) 利用者が対象商品等の購入に本マネーを利用した場合は、利用者が当該対象商品等の代金を支払ったものとして取り扱うこと。
 - (2) 店頭及び加盟店のウェブサイト上に発行者所定の加盟店マークを表示すること。
 - (3) 本マネー又はサイフ（ポイント等を含みます。）の種類、特定のキャンペーンの実施条件等により、決済に利用可能な対象商品等の範囲若しくは利用可能な加盟店が制限される場合があり、加盟店はこれにあらかじめ同意するものとしします。

- (4) 現金（外国通貨を含む。）、デジタルマネー、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、金券類、有価証券の売買等（電子マネー又はプリペイドカードのチャージ等を含む。）その他発行者が指定する商品（ただし、発行者が事前に承諾したものは除く。）は、対象商品等には含めないこと。
- (5) 自己の責任において対象商品等に関する利用者からの問合せ、苦情等に対応し、発行者に一切の損害を与えないこと。
- (6) 対象商品等の提供に当たっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令及び当該法令に基づく規制（以下「法令等」という。）に違反せず、法令等において求められる事項を遵守すること。
- (7) 店頭及び加盟店のウェブサイトに掲示するポスターその他の広告等においては、利用者に誤認を与える表示をしないこと。
- (8) 本マネーにより支払可能と表示した対象商品等について、利用者が本マネーによる支払を求めた場合にこれを拒まないこと。ただし、当該利用者が本マネーを窃取その他の違法な手段により取得していると知った場合又は当該利用者が違法に取得した本マネーを利用しようとしていると疑われる場合は、この限りではありません。
- (9) 利用者に対し、本マネーにより対象商品等の提供を行う場合は、発行者に事前に通知することなく現金その他の本マネー以外の支払手段を用いる利用者のみを対象としたキャンペーン（加盟店が自ら企画するもののほか、支払手段の提供者などの第三者が企画・実施するものを含みます。）等により、本マネーの利用者をその他の顧客より不利に取り扱わないこと。
- (10) 本マネーの偽造、変造及び不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じること。
- (11) 発行者が本マネーの利用状況等につき調査を行う場合は、これに協力すること。

2 加盟店は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 自己又は第三者をして行う、本システム、利用端末又はこれに関連する電子機器の改良、複製、改変、解析等
- (2) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (3) 通常 1 回の売上承認処理とすべき商品等の代金について、取扱日付の変更、分割等により複数の売上として処理する行為
- (4) 第三者（加盟店の顧客及び本システムを利用する他の加盟店を含みますが、これらに限られません。以下同じ。）の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- (7) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入若しくは寄付を勧誘し、又は選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為その他これらに類する行為
- (8) わいせつ物、児童ポルノ、児童虐待、売春、暴力行為、賭博、麻薬等に該当する画像、動画、文書等の送信又は表示

- (9) 第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます。）の送信、第三者のメール受信の妨害又は連鎖的なメール転送（当該行為を依頼する行為を含みます。）
 - (10) 通常利用の範囲を超えてサーバに負荷をかける行為若しくはそれを助長するような行為その他本システムの運営・提供若しくは他の加盟店による本システムの利用を妨害し、又はそれらに支障を来す行為
 - (11) 本人の同意を得ず、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の情報を取得する行為
 - (12) 発行者又は第三者に不利益を与え、これらを誹謗中傷し、又はこれらの営業を妨害する行為
 - (13) 法令等若しくは本規約に違反する行為又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当するもの（第三者が行っている場合を含みます。）に、これらを助長する目的でリンクを張る行為
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、発行者が不適当と判断した行為
- 3 発行者は、加盟店の行為又は加盟店が提供する対象商品等が、第1項各号の遵守事項に反し、若しくは反するおそれがあり、又は前項各号のいずれかに該当し、若しくは該当するおそれがあると判断した場合は、加盟店に対し、調査を行い、又は是正を要請できるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければなりません。
- 4 加盟店は、利用者に対し対象商品等に関連する一切の事項について責任を負うものとし、本システムを利用してなされた対象商品等の提供及びその結果についてその責任を負うものとしします。
- 5 加盟店は、対象商品等の提供に関し、利用者、他の加盟店その他の第三者及び発行者に損害又は不利益を与えた場合は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとしします。
- 6 加盟店は、発行者及び委託先等が実施する広報、特集記事、又はSNS等の各種メディアへの掲載に関し、加盟店が自ら掲載素材等を提供した場合、又は事前に掲載内容を承諾していた場合に限り、当該掲載又は提供素材に起因して利用者その他の第三者との間で肖像権、プライバシー若しくは知的財産権の侵害等の紛争が生じたときは、自己の責任と費用においてこれを解決し、発行者及び委託先等に損害を与えないものとしします。

（本システムの利用）

- 第6条 加盟店は、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器を、自己の責任と費用において準備し、利用可能な状態に置くものとしします。
- 2 加盟店は、本システムの利用に当たって、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとしします。
- 3 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとしします。
- 4 加盟店は、本システムを複製、修正、改変又は解析してはなりません。

- 5 発行者及び委託先等は、本システムの常時利用可能性その他完全な動作を保証するものではなく、通信環境の障害、加盟店の利用端末の不具合、又は決済用QRコード（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）等の汚損等に起因して本システムが利用できなかったことにより加盟店に生じた損害（機会損失、営業損失等を含む）について、一切責任を負わないものとする。

（第三者への委託）

第7条 発行者は、本システムの提供に必要な業務の全部又は一部を、委託先等、その他の決済事業者、提携決済事業者、その他の第三者に委託できるものとします。

（知的財産権）

第8条 本システムに含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報に関する財産権は発行者及び委託先等に全て帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。

2 本システムに関連して使用されている全てのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権及び営業秘密を含んでいます。

（利用料・精算金）

第9条 加盟店は、別途発行者と加盟店との間で定める決済システム利用料その他別途発行者と加盟店との間で合意した費用（以下総称して「利用料等」という。）を支払うものとします。

2 発行者は、加盟店との精算に要する事務業務を委託先等へ委託し、加盟店はこれをあらかじめ了承したものとします。

3 発行者は、決済額から利用料等の額を差し引いた残額（以下「精算金」という。）をあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。

4 利用料等の額は、別途定めるものとします。

5 決済額、利用料等の集計期間及び支払期日は発行者と加盟店の間で別途定めるものとします。この場合において、支払期日が金融機関の休業日に当たるときは、金融機関の前営業日を支払期日とします。

6 発行者は、加盟店に対し、決済額、利用料等の詳細を記載した明細を所定のウェブサイトへの掲出、書面又は電子メール等により報告するものとします。この場合において、報告を受領した日から10日以内に加盟店から連絡がないときは、発行者は、加盟店がその記載内容を異議なく承認したものとみなすことができます。

7 加盟店は、決済額、利用料等について異議がある場合は、その根拠を提示するものとします。

8 発行者及び委託先等は、金融機関のシステム障害、通信不良、精算データの照合不一致その他のやむを得ない事由により第6項の支払期日までに精算金の振込が完了しなかった場合であっても、当該遅延に伴う遅延損害金その他の責任を一切負わないものとする。

（情報提供）

第10条 発行者及び委託先等が、本マネー、本システム又は利用端末に関するセキュリティ維持や利用者の利用形態の調査のため必要と認めた場合は、加盟店は、発行者及び委託

先等の求めに応じて本マネーの発行、利用端末の稼働状況その他利用者の利用に関する情報を速やかに発行者及び委託先等に提供するものとします。

(返品等の取扱い)

第11条 加盟店は、本マネーを用いた利用者の取引（以下「本マネー取引」という。）に当たり、返品その他の方法により本マネー取引の取消しを行う場合は、加盟店専用の管理画面から取消処理を行うものとします。

2 前項の場合において、利用者に対して当該本マネー取引による売上金額相当の金員を払い戻すときは、原則現金を不可とします。

(個人情報の取扱い)

第12条 加盟店は、加盟店契約の履行及び本マネーの使用取引において、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の法令及びガイドライン等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

(本システムの中止・停止)

第13条 発行者及び委託先等は、本システムを用いて、本マネーによる決済業務を行うものとします。ただし、加盟店が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、発行者又は委託先等は、加盟店による本システムの利用及び決済業務を留保し又は拒否することができるものとします。

(1) 本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 発行者に提出した申込書、届出書その他の書類の内容に虚偽又は不正確な記載があることが判明したとき。

(3) 本マネーの利用につき不正行為が行われ、又は行われたおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知り、又は重大な過失により知らなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発行者が合理的に不適切であると判断したとき。

2 発行者及び委託先等は、システムの保守、通信回線又は通信手段、コンピュータの障害等によるシステムの中止又は停止の必要があると認めたときは、加盟店に事前に通知の上、本システムの利用を中止又は停止できるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 発行者又は委託先等が合理的に必要と判断した場合は、いつでも本システムの内容を変更し、又は本システムの利用を中止若しくは停止することができるものとします。この場合において、加盟店の本システムの利用に重大な影響が生じる可能性があるときは、発行者は、加盟店に対して事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前各項の規定による本システムの利用及び決済業務の留保若しくは拒否又は本システムの利用の中止若しくは停止により加盟店に生じた損害について、発行者及び委託先等は、故意又は重過失がある場合のほか責任を負いません。

(契約期間)

第14条 加盟店契約の有効期間は、第4条第2項の規定により加盟店契約が成立した日から1年間とします。ただし、加盟店契約の期間満了日の1か月前までに、発行者又は加盟

店のいずれからも書面による申出がないときは、加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

- 2 前項に規定する有効期間の満了又は第16条の規定による契約の解除により加盟店契約が終了した場合は、加盟店は、直ちに本システムの利用を停止するものとし、発行者の商標及び発行者所定の加盟店マークを削除し、加盟店のウェブサイト上から発行者及び本マネーに関する記述を削除するものとし、この場合において、加盟店は、発行者から加盟店契約に基づき付与された物品等を速やかに発行者に返却するものとし、

(損害賠償)

第15条 加盟店が、本事業に係り発行者に損害を与えた場合、その一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含む。）を直ちに発行者に賠償する責任を負うものとし、

- 2 加盟店は、加盟店と利用者との間で紛争が生じた場合には全て自らの費用と責任で処理解決するものとし、これに関連して発行者が損害を被った場合は、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとし、

(契約の解除)

第16条 発行者は、加盟店が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除できるものとし、

- (1) 本マネーの利用に関して利用者による不正行為（偽造、変造その他不正な方法により利用者アカウントを取得し、又は不正な方法で取得された利用者アカウントであることを知って本マネーによる決済を行う行為を含みますが、これらに限られません。以下本号において同じ。）が行われ、又は行われるおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知っていた、又は重大な過失により知らなかったとき。
- (2) 加盟店が本規約を違反していることが判明し、発行者が是正要求の通知を発送してから1か月以内に違反が是正されないとき。
- (3) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、又は信用状態に重大な不安が生じたとき。
- (4) 監督官庁により営業の取消し、又は停止等の処分を受けたとき。
- (5) 仮差押え、仮処分、差押、強制執行、又は競売等の申立てを受けたとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
- (7) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき。
- (8) 加盟店及びその役員、従業員、株主その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、カルト的宗教団体その他これらに準ずる者であること又はそれらの可能性があることが判明したとき。
- (9) 加盟店が3年以上の期間にわたり、本規約に基づく本マネーによる決済が行われていないとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、信用不安事由が生じ、若しくは契約を継続しがたい事由が生じたとき、又はそれらのおそれがあると合理的に判断されるとき。

- 2 加盟店が故意又は重大な過失によって架空決済を行った場合は、架空決済分の清算金を発行者へ返済することとします。
- 3 前項各号の事由が生じた加盟店は、このために発行者又は委託先等に生じた損害を賠償しなければなりません。この場合において、当該加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して発行者に支払うものとします。

(免責)

第17条 天災事変、戦争、内乱、法律の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、その他発行者及び加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、発行者及び加盟店は互いに何らの責任を負わないものとします。

(譲渡禁止等)

第18条 加盟店は、加盟店契約及び本規約によって発行者に対して有する一切の権利及び加盟店契約又は本規約の地位を、第三者に譲渡、賃貸、質入れその他の担保設定等の処分をしてはなりません。

(通知)

- 第19条 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が届け出た宛先に、郵便、ファックス、電子メール等により送付又は送信することによって行うものとします。
- 2 加盟店は、氏名、商号、所在地、支払口座、その他申込書に記載された事項に変更があった場合は、速やかにその旨を発行者又は委託先等に届け出るものとします。
 - 3 加盟店が前項の規定による届出を行わなかったことにより、発行者から加盟店に対する通知若しくは送付書類が延着し、若しくは到達しなかった場合又は第9条第3項の規定による精算金の支払いが遅れ、若しくは支払いができなかった場合は、通常到達又は支払いすべき時に到達又は支払ったものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合であっても、発行者又は発行者の委託先等は一切責任を負わないものとします。

(本規約の改定)

- 第20条 発行者は、相当の事由があると判断した場合は、加盟店の事前の承諾を得ることなく、発行者の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。
- 2 前項の規定による変更については、発行者が別途定める場合を除いて、加盟店に通知し、又は発行者の加盟店専用のウェブサイト上にて告知するものとし、変更後の本規約は、当該規約の末尾に記載する改定日から効力を生じるものとします。
 - 3 前項に規定する変更後の本規約の効力が生じた日以後、加盟店が本システムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

(準拠法)

第21条 加盟店契約及び本規約の準拠法は、日本法とします。

(合意管轄裁判所)

第 2 2 条 加盟店契約又は本規約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 2 3 条 加盟店契約若しくは本規約に定めなき事項又は加盟店契約の履行に関する疑義については、発行者と加盟店との間で誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

附 則 (令和 8 年 7 月 2 4 日区長決裁)
この規約は、令和 8 年 7 月 2 4 日から施行する。